

議第186号 呉市立呉高等学校条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

呉市立呉高等学校（以下「市立呉高校」といいます。）における入学金及び入学者選抜料の免除について、広島県の県立高等学校（以下「県立高校」といいます。）における免除と同様の取扱いとするため、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 入学金の免除

経済的に困窮している状況にある家庭の生徒が県立高校に入学する際の入学金については、令和2年度以後に入学する生徒を対象に全額免除をすることとし、その要件を規定するための広島県教育委員会規則の一部改正が行われました。これを踏まえ、市立呉高校においても県立高校と同様に入学金の免除ができるよう、免除することができる費用に入学金を加えます。

なお、免除の対象者は、県立高校と同様に、市町村民税が非課税の家庭の生徒とし、詳細や免除手続等は教育委員会規則で定めます。

(2) 入学者選抜料の免除

県立高校では、災害等のやむを得ない事情により入学者選抜料の支弁が困難になった者について入学者選抜料の全額免除ができることとされており、そのような事象が発生した際は、その都度入学者選抜料の免除要綱を定め、入学者選抜料の免除を行っています。

市立呉高校において、災害等のやむを得ない事情により入学者選抜料の支弁が困難になった者について入学者選抜料の免除の必要が生じた際に、県立高校と同様に入学者選抜料の免除ができるよう、免除することができる費用に入学者選抜料を加えます。

3 施行期日等

公布の日（入学金の免除は、令和2年度以後に市立呉高校に入学する者から適用）